

様

鳥取県知事



年度鳥取県中山間地域のなりわい継業人材お試し滞在補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県中山間地域のなりわい継業人材お試し滞在補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「交付規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、交付規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「鳥取県中山間地域のなりわい継業人材お試し滞在補助金」とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。

2 補助金交付額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県中山間地域のなりわい継業人材お試し滞在補助金交付要綱（令和2年1月8日付第201900224195号地域づくり推進部長通知。以下「要綱」という。）第6条の規定を適用して算出した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、交付規則及び要綱の規定に従わなければならない。